

□入院時食事療養費について(入院時食事療養(Ⅰ))

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

○ 食事の提供時間

朝食	7時45分から	昼食	12時00分から	夕食	18時00分から
----	---------	----	----------	----	----------

○ 入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

所得区分		標準負担額 (1食につき)
一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	
上位所得者 (限度額区分:ア)	現役並み	550 円
上位所得者 (限度額区分:イ)		
一般 (限度額区分:ウ)		
一般 (限度額区分:エ)	一般	
低所得者 (限度額区分:オ)	低所得者Ⅱ	(入院90日以内) 270 円
		(入院90日超) 220 円
該当なし	低所得者Ⅰ	130 円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		330 円

□入院期間が180日を超える入院について (長期入院選定療養費)

入院医療の必要性が低い患者様が、患者様の事情により長期にわたり入院される場合、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う看護などに係る費用として、1日につき、入院基本点数の15%(1点を10円として計算)に消費税を加算した額を、長期入院選定療養費として徴収いたします。

一般入院	3,179円(1日につき・税込)
------	------------------